

緊急輸送ルート等の沿道建築物に係る耐震診断結果の公表

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、緊急輸送ルート等の沿道建築物
(同法第5条第3項第二号の通行障害既存耐震不適格建築物)の耐震診断結果を公表します。

令和5年1月
(最終更新:令和7年10月)

浜松市

要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果の公表

(1) 路線ごとの公表一覧表

ア 国道257号

【浜松市】

No.	前面道路名	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	安全性の評価	耐震改修等の予定		備考
								内容	実施時期	
1	国道257号	井嶋新聞店金指店	浜松市北区細江町三和173番地17	店舗併用住宅	2(3-2)	Is=0.17 q=0.34	I			
2	国道257号	—	浜松市北区引佐町井伊谷2350番地1	一戸建ての住宅	2(2)	上部構造評点=0.53	I			
3	国道257号	石野モータース	浜松市北区引佐町井伊谷354番地2	自動車修理工場	2(3-2)	Is=0.31 q=1.25	II			
4	国道257号	—	浜松市北区引佐町井伊谷331番地1	専用住宅	2(2)	上部構造評点=0.13	I			

※ 以下に示す構造体力上主要な部分の地震に対する安全性については、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

- I. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- II. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- III. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 「構造体力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」の欄に記載のIs/Is0に用いるIs0は、一律Z(地域指標)=1.0、U(用途指標)=1.0として算定した。

※ 「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字は、附表1の「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字を示す。

要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果の公表

(1) 路線ごとの公表一覧表

ア 主要地方道浜松環状線

【浜松市】

No.	前面道路名	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	安全性の評価	耐震改修等の予定		備考
								内容	実施時期	
1	主要地方道浜松環状線	—	浜松市東区中郡町1728番地1	工場	2(3-2)	Is=0.68 q=1.51	III	耐震改修(工事)	令和4年度	

※ 以下に示す構造体力上主要な部分の地震に対する安全性については、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

- I. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- II. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- III. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 「構造体力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」の欄に記載のIs/Is0に用いるIs0は、一律Z(地域指標)=1.0、U(用途指標)=1.0として算定した。

※ 「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字は、附表1の「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字を示す。

要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果の公表

(1) 路線ごとの公表一覧表

ア 一般県道310号瀬戸佐久米線

【浜松市】

No.	前面道路名	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	安全性の評価	耐震改修等の予定		備考
								内容	実施時期	
1	一般県道310号瀬戸佐久米線	シャンボール浜名湖B棟	浜松市北区三ヶ日町都筑500番地	共同住宅	4~8階:2(5-3) 1~3階:2(5-6)-2	Is/Iso=0.41 CTU·SD=0.31	I			
2	一般県道310号瀬戸佐久米線	シャンボール浜名湖A棟	浜松市北区三ヶ日町都筑500番地	共同住宅	塔屋階:2(4-1) 4~8階:2(5-3) 1~3階:2(5-6)-2	Is/Iso=0.48 CTU·SD=0.30	I			

※ 以下に示す構造体力上主要な部分の地震に対する安全性については、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

- I. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- II. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- III. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 「構造体力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」の欄に記載のIs/Isoに用いるIsoは、一律Z(地域指標)=1.0、U(用途指標)=1.0として算定した。

※ 「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字は、附表1の「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字を示す。

要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果の公表

(1) 路線ごとの公表一覧表

ア 国道362号

【浜松市】

No.	前面道路名	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	安全性の評価	耐震改修等の予定		備考
								内容	実施時期	
1	国道362号	コーア都筑	浜松市北区三ヶ日町都筑1096番地1	共同住宅	2(3-2)	Is=0.08 q=0.33	I			
2	国道362号	笹すし	浜松市北区三ヶ日町都筑1090番地2	店舗併用住宅	2(3-2)	Is=0.04 q=0.15	I			
3	国道362号	—	浜松市北区細江町気賀10182番地4	農業用倉庫兼住宅	2(3-2)	Is=0.16 q=0.62	I			
4	国道362号	中部電力パワーグリッド株気賀 変電所 本館	浜松市北区細江町気賀7487番地1	変電所	2(5-1)	Is/Is0=1.61	III			
5	国道362号	—	浜松市北区細江町気賀1080番地2	一戸建ての住宅	2(3-2)	Is=0.03 q=0.09	I			
6	国道362号	杉本 光生 中小企業診断士事務所	浜松市北区細江町気賀760番地2	事務所併用住宅	2(3-2)	Is=0.326 q=1.30	II			
7	国道362号	NTT細江ビル	浜松市北区細江町気賀1053番地2	電報電話局	2(5-1)	Is/Is0=1.01	III			
8	国道362号	—	浜松市北区細江町気賀1006番地1	一戸建ての住宅	2(2)	上部構造評点=0.14	I			
9	国道362号	鮮魚力ネモ	浜松市北区細江町気賀725番地1	店舗併用住宅	2(3-2)	Is=0.08 q=0.34	I			
10	国道362号	—	浜松市北区細江町気賀993番地	一戸建ての住宅	2(2)	上部構造評点=0.09	I			
11	国道362号	—	浜松市北区細江町気賀717番地1	一戸建ての住宅	2(2)	上部構造評点=0.04	I			
12	国道362号	—	浜松市北区細江町気賀715番地1	一戸建ての住宅	2(2)	上部構造評点=0.19	I			
13	国道362号	石川クリーニング	浜松市北区細江町気賀987番地1	店舗併用住宅	2(2)	上部構造評点=0.10	I			
14	国道362号	—	浜松市北区細江町気賀693番地1、693番地2、694番地1、694番地2、704番地1	住宅	2(5-3)	Is/Is0=0.634 CTU·SD=0.372	II			
15	国道362号	—	浜松市北区細江町気賀975番地1	店舗併用住宅	2(2)	上部構造評点=0.06	I			
16	国道362号	—	浜松市北区細江町気賀971番地1	一戸建ての住宅・倉庫	2(2)	上部構造評点=0.06	I			

ア 国道362号

【浜松市】

No.	前面道路名	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	安全性の評価	耐震改修等の予定		備考
								内容	実施時期	
17	国道362号	ノズエ時計店	浜松市北区細江町気賀11561番地2	店舗併用住宅	2(2)	上部構造評点=0.03	I			
18	国道362号	—	浜松市北区細江町気賀11566番地2	一戸建ての住宅	2(5-3)	Is/Iso=0.43 CTU·SD=0.247	I			
19	国道362号	—	浜松市北区細江町気賀11565番地1	一戸建ての住宅	2(3-2)	Is=0.23 q=0.92	I			
20	国道362号	柴田時計店	浜松市北区細江町気賀82番地3	居宅	2(2)	上部構造評点=0.06	I			
21	国道362号	—	浜松市北区細江町気賀74番地6	一戸建ての住宅	2(3-2)	Is=0.05 q=0.21	I			
22	国道362号	カネ仙種苗店	浜松市北区細江町気賀74番地4	店舗併用住宅	2(2)	上部構造評点=0.05	I			
23	国道362号	理容Kazuvo	浜松市北区細江町気賀79番地3	店舗併用住宅	2(3-2)	Is=0.11 q=0.44	I			
24	国道362号	森松吳服店	浜松市北区細江町気賀73番地3	住宅付店舗	2(3-2)	Is=0.07 q=0.30	I			
25	国道362号	外山本店	浜松市北区細江町気賀68番地2	店舗併用住宅	2(3-2)	Is=0.21 q=0.72	I			
26	国道362号	—	浜松市北区細江町気賀69番地2の1	一戸建ての住宅	2(2)	上部構造評点=0.06	I			
27	国道362号	—	浜松市北区細江町気賀61番地1	医院併用住宅	2(2)	上部構造評点=0.21	I			
28	国道362号	—	浜松市北区細江町気賀53番地1	一戸建ての住宅	2(2)	上部構造評点=0.08	I			
29	国道362号	アサヒクリーニング	浜松市北区細江町気賀50番地1	店舗併用住宅	2(3-2)	Is=0.07 q=0.28	I			

要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果の公表

(1) 路線ごとの公表一覧表

ア 市道住吉25号線

【浜松市】

No.	前面道路名	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	安全性の評価	耐震改修等の予定		備考
								内容	実施時期	
1	市道住吉25号線	TORTOISE	浜松市中区住吉二丁目742番地15	事務所	2(3-2)	Is=0.02 q=0.07	I			
2	市道住吉25号線	NTT住吉ビル	浜松市中区住吉一丁目91番地18	電報電話局	2(5-1)	Is/Iso=1.01	III			
3	市道住吉25号線	野島屋	浜松市中区住吉一丁目99番地5	店舗併用住宅	2(3-2)	Is=0.09 q=0.31	I			

※ 以下に示す構造体力上主要な部分の地震に対する安全性については、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

I. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 「構造体力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」の欄に記載のIs/Isoに用いるIso(は、一律Z(地域指標)=1.0、U(用途指標)=1.0として算定した。

※ 「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字は、附表1の「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字を示す。

要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果の公表

(1) 路線ごとの公表一覧表

ア 市道植松和地線

【浜松市】

No.	前面道路名	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	安全性の評価	耐震改修等の予定		備考
								内容	実施時期	
1	市道植松和地線	セイワサポート	浜松市中区下池川町68番地1、68番地2	事務所	2(5-3)	Is/Iso=0.57 CTU·SD=0.361	II			

※ 以下に示す構造体力上主要な部分の地震に対する安全性については、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

I. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 「構造体力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」の欄に記載のIs/Isoに用いるIso(は、一律Z(地域指標)=1.0、U(用途指標)=1.0として算定した。

※ 「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字は、附表1の「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字を示す。

要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果の公表

(1) 路線ごとの公表一覧表

ア 市道中野町三方原線

【浜松市】

No.	前面道路名	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	安全性の評価	耐震改修等の予定		備考
								内容	実施時期	
1	市道中野町三方原線	遠州信用金庫 本店	浜松市中区中沢町457-13外	事務所	2(5-3)	Is/Iso =1.2 CTU·SD=0.76	III			
2	市道中野町三方原線	マンション住吉カトレア1号棟	浜松市中区住吉二丁目745番	共同住宅	4~7階:2(5-3) 1~3階:2(5-6)-2 地下1階:2(6)	Is=0.215 CTU·SD=0.23	I			
3	市道中野町三方原線	マンション住吉カトレア4号棟	浜松市中区住吉二丁目745番	共同住宅	4~7階:2(5-3) 1~3階:2(5-6)-2	Is=0.308 CTU·SD=0.27	I			
4	市道中野町三方原線	マンション住吉カトレア5号棟	浜松市中区住吉二丁目745番	共同住宅	4~7階:2(5-3) 1~3階:2(5-6)-2	Is=0.325 CTU·SD=0.34	I			

※ 以下に示す構造体力上主要な部分の地震に対する安全性については、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

- I. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- II. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- III. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 「構造体力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」の欄に記載のIs/Isoに用いるIsoは、一律Z(地域指標)=1.0、U(用途指標)=1.0として算定した。

※ 「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字は、附表1の「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字を示す。

緊急輸送ルート等の沿道建築物に係る耐震診断結果の公表

(2) 附表1 耐震診断の方法の名称と安全性の評価

※耐震診断の方法は、平成18年国土交通省告示第184号において定められており、それらのうちいずれかの方法を用いて診断を実施すればよい。なお、(1)用途ごとの公表一覧表に記載がない方法は網掛けしている。

耐震診断の方法	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性			
	I	II	III	
1(1) 指針第1第一号に定める建築物の耐震診断の方法	$IW < 0.7$	$0.7 \leq IW < 1.0$	$IW \leq 1.0$	
1(2) 指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	$IS < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq IS$ かつ $1.0 \leq q$	
2(1) 「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」(昭和55年7月23日付け文管第217号文部大臣裁定)	$IS < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq IS$ かつ $1.0 \leq q$	
2(2) 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」(時刻歴応答計算による方法を除く。)	上部構造評点 < 0.7	$0.7 \leq$ 上部構造評点 < 1.0	$1.0 \leq$ 上部構造評点	
2(3-1) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1978年版)	$VR/VI < 0.5$	左右以外の場合	$1.0 < VR/VI$	
2(3-2) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版)	$IS < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq IS$ かつ $1.0 \leq q$	
2(4-1) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	—	—	$1.0 \leq IS/ISO$	
2(4-2) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	—	—	$1.0 \leq IS/ISO$	
2(5-1) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1977年版)	$IS/ISO < 0.5$	左右以外の場合	$1.0 \leq IS/ISO$	
2(5-2) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1990年版)	$IS/ISO < 0.5$ 又は $CT \cdot SD < 0.15$	左右以外の場合	$1.0 \leq IS/ISO$ かつ $0.3 \leq CT \cdot SD \leq 1.25$ $1.25 < CT \cdot SD$	
2(5-3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	$IS/ISO < 0.5$ 又は $CTU \cdot SD < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq IS/ISO$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq CTU \cdot SD$	
2(5-4) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1983年版)	$IS/ISO < 0.5$	左右以外の場合	$1.0 \leq IS/ISO$	
2(5-5) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	$IS/ISO < 0.5$ 又は $CT \cdot SD < 0.125 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq IS/ISO$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq CT \cdot SD$
	鉄骨が非充腹材の場合	$IS/ISO < 0.5$ 又は $CT \cdot SD < 0.14 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq IS/ISO$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq CT \cdot SD$
2(5-6) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	$IS/ISO < 0.5$ 又は $CTU \cdot SD < 0.125 \cdot Z \cdot Rt \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq IS/ISO$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot Rt \cdot G \cdot U \leq CTU \cdot SD$
	鉄骨が非充腹材の場合	$IS/ISO < 0.5$ 又は $CTU \cdot SD < 0.14 \cdot Z \cdot Rt \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq IS/ISO$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot Rt \cdot G \cdot U \leq CTU \cdot SD$
2(6) 一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	$Qu/\alpha \cdot Qun < 0.5$	$0.5 \leq Qu/\alpha \cdot Qun < 1.0$	$1.0 \leq Qu/\alpha \cdot Qun$ かつ $GIS < 1.0$	$1.0 \leq GIS$
2(7) 「屋内運動場等の耐震性能診断基準」	$IS < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.7 \leq IS$ かつ $1.0 \leq q$	
2(8) 一般社団法人プレハブ建築協会による「木質系工業化住宅の耐震診断法」	上部構造評点 < 0.7	$0.7 \leq$ 上部構造評点 < 1.0	$1.0 \leq$ 上部構造評点	
2(9) 一般社団法人プレハブ建築協会による「鉄鋼系工業化住宅の耐震診断法」	$P/Q < 0.5$	$0.5 \leq P/Q < 1.0$	$1.0 \leq P/Q$	
2(10-1) 一般社団法人プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」のうち大型コンクリートパネル造建築物に対する耐震診断の方法	$Qu/Qun < 0.5$	$0.5 \leq Qu/Qun < 1.0$	$1.0 \leq Qu/Qun$	
2(10-2) 一般社団法人プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」のうちリブ付中型コンクリートパネル造建築物に対する耐震診断の方法	$Qu/Qun < 0.5$	$0.5 \leq Qu/Qun < 1.0$	$1.0 \leq Qu/Qun$	
	換算壁量 < 基準壁量 / 2	基準壁量 / 2 ≤ 换算壁量 < 基準壁量	基準壁量 ≤ 换算壁量	
	換算壁枚数 < 基準壁枚数 / 2	基準壁枚数 / 2 ≤ 换算壁枚数 < 基準壁枚数	基準壁枚数 ≤ 换算壁枚数	
2(10-3) 一般社団法人プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」のうち臥組付中型コンクリートパネル造建築物に対する耐震診断の方法	$Qu/Qun < 0.5$	$0.5 \leq Qu/Qun < 1.0$	$1.0 \leq Qu/Qun$	
	換算壁量 < 基準壁量 / 2	基準壁量 / 2 ≤ 换算壁量 < 基準壁量	基準壁量 ≤ 换算壁量	
	換算壁長 < 必要壁長 / 2	必要壁長 / 2 ≤ 换算壁長 < 必要壁長	必要壁長 ≤ 换算壁長	
2(11) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める第1次診断法により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	—	—	$1.0 \leq IS/ISO$	
2(12) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める第2次診断法	$IS/ISO < 0.5$ 又は $CTU \cdot SD < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq IS/ISO$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq CTU \cdot SD$	
2(13) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法」	—	—	要件を全て満たす	
2(14) 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。)に限る。)に適合するものであることを確認する方法	—	—	確認できる	

I. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

(※) 地震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれではなく、倒壊するおそれはない。

緊急輸送ルート等の沿道建築物に係る耐震診断結果の公表

(3) 附表2 記号の説明

※公表一覧表において使用する記号の説明については、以下のとおり。

記号	名称	説明
Is	構造耐震指標	<ul style="list-style-type: none"> 個々の既存建物が保有する耐震性能を数値で表した指標 構造図面やコンクリート強度試験結果等をもとに、建物が保有する「強度」と「粘り強さ」、「建物形状のバランス」、「経年劣化」をそれぞれ評価して、構造計算により算定する 個々の建設年や構造計画等によって数値は変わる
Iso	構造耐震判定指標	<ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震性能の有無を判定するための指標 全国基準では鉄筋コンクリート造や鉄骨造は一般的に0.6
CT・SD CTU・SD	累積強度指標(CT) 終局限界における累積強度指標(CTU) 形状指標(SD)	<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋コンクリート造の建物に一定の「強度(堅さ)」を確保するための指標 建物の「粘り強さ」を過剰に評価すると(地震時の倒壊は免れても)外装材の脱落等が生じる危険性が大きくなるため、それを防止するため、一定の「強度(堅さ)」を確保
VR	構造耐震指標	<ul style="list-style-type: none"> 個々の既存建物が保有する耐震性能を数値で表した指標 建物が倒壊するまでに吸収し得るエネルギーの量の大きさを表した指標
VI	地震入力指標	<ul style="list-style-type: none"> 地震により建物に入ってくるエネルギーの大きさを表した指標 VR>VIの場合に、「耐震性あり」と判定される
q	保有水平耐力に係わる指標	<ul style="list-style-type: none"> 鉄骨造の建物に一定の「強度(堅さ)」を確保するための指標
Z	地震地域係数 (地域指標)	<ul style="list-style-type: none"> 建物が建っている地域における歴史地震の被害程度や地震活動度等に応じて国が定める補正係数(Z=0.7~1.0) 静岡はZ=1.0(県構造設計指針によりZS=1.2に割り増し)
G	地盤指標	<ul style="list-style-type: none"> 特殊な地盤で地震の揺れが増幅される恐れがある場合、建物の一定の耐震性能を割り増しておいたための補正係数 「がけ地」や「局部的な高台」などの場合に割り増し
U	用途指標	<ul style="list-style-type: none"> 災害拠点や災害時要援護者が利用する建物で、地震後も継続利用の必要がある場合、建物に一定の耐震性能を割り増しておいたための補正係数
RT	振動特性係数	<ul style="list-style-type: none"> 地盤種別ごとに、建物の固有周期に対して、入力地震による建物の層せん断力を低減させる係数